## 介護分野における感染防止対策の継続支援

- 令和3年度における介護分野の感染症対策は、
  - ・9月末までの特例的な対応を含めた+0.70%の介護報酬改定により、日常から必要な感染症対策の実施を行う とともに、
  - ・地域医療介護総合確保基金において、感染者が発生した事業所・施設等に対するかかり増し経費支援を実施。
- 令和3年10月以降については、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、特例的な対応の対象としていた 全ての介護施設・事業所に対して、年末までのかかり増し経費を直接支援する。
- 申請手続は、できる限り簡素な方式とする。(領収書等の証拠書類の添付省略など)

## 対象施設・事業所

基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施 設・事業所

※ 医療系の介護サービスを行う医療機関等(病院、診療所、 薬局、訪問看護事業所)に医療の補助金が支給される場合は、 当該補助金で対応

## 対象経費<sup>※</sup>

令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- ・衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)
- ・<u>感染症対策に要する備品(パーテーション、パルスオキシメーター)</u>

2万円

支援対象は必要に応じて対象範囲をQAで示す

## 補助上限

サービス別(一部のサービスでは規模別)に補助上限を設定(平均的な規模の介護施設で6万円上限)

«施設系サービスの例»

介護老人福祉施設、介護老人保健施設

- ·39人以下 3万円
- ・40~49人 4万円
- ・50~69人 5万円
- ·70~89人 6万円(※平均規模)
- ・90人以上 7万円

«居住系サービスの例» 認知症グループホーム

- ·14人以下 1万円
- ·15人以上 1.5万円

《在宅系サービスの例》 訪問介護

- ・訪問回数1200回以下
- 1万円 ・訪問回数1201回~2000回 1.5万円
- ・訪問回数2001回以上

通所介護

- ・通常規模 1万円
- ・大規模 I 1.5万円
- ・大規模Ⅱ 2万円

短期入所生活介護 1万円

居宅介護支援 1万円